

平成29年第3回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区スポーツ振興基金条例

(1) 制定内容

スポーツの振興に資するための基金を設置する。

(2) 施行期日

平成29年10月1日

2 目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

東山住区センターの位置を変更する。

東京都目黒区東山三丁目19番18号 → 東京都目黒区東山二丁目24番30号

(2) 施行期日

平成30年4月1日

3 目黒区立住区会議室条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 東山住区会議室の位置を変更する。

東京都目黒区東山三丁目19番18号 → 東京都目黒区東山二丁目24番30号

イ 東山住区会議室の使用料の額を改定する。

(ア) 現行の使用料

| | 一般使用料 | | | 登録団体使用料 | | |
|-------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 第1会議室 | 900円 | 1,500円 | 1,800円 | 400円 | 800円 | 900円 |
| 第2会議室 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 400円 | 700円 | 800円 |
| 第3会議室 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 400円 | 700円 | 800円 |
| 第4会議室 | 600円 | 1,000円 | 1,200円 | 300円 | 500円 | 600円 |
| レクリエーションホール | 3,300円 | 5,700円 | 6,800円 | 1,700円 | 2,800円 | 3,400円 |

(イ) 改正後の使用料

| | 一般使用料 | | | 登録団体使用料 | | |
|-------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 第1会議室 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 400円 | 700円 | 800円 |
| 第2会議室 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 400円 | 700円 | 800円 |
| 第3会議室 | 1,000円 | 1,700円 | 2,000円 | 500円 | 900円 | 1,000円 |
| 第4会議室 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 400円 | 700円 | 800円 |
| レクリエーションホール | 3,400円 | 5,800円 | 6,900円 | 1,700円 | 2,900円 | 3,500円 |

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 平成30年4月1日

イ 上記(1)イ 平成30年1月1日

4 目黒区立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

東山老人いこいの家の位置を変更する。

東京都目黒区東山三丁目19番18号 → 東京都目黒区東山二丁目24番30号

(2) 施行期日

平成30年4月1日

5 目黒区生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例

(1) 制定内容

下記(3)の法律により生産緑地法（昭和49年法律第68号）が改正されたことに伴い、同法第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模を300平方メートル以上とする。

(2) 施行期日

平成29年10月1日

(3) 参考

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

公布 平成29年5月12日 施行 平成29年6月15日

6 目黒区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により都市公園法（昭和31年法律第79号）が改正されたことに伴い、引用する同法の条番号のずれに係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

公布 平成29年5月12日 施行 平成29年6月15日

7 目黒区立児童館条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 児童館を増設する。

| 名称 | 位置 |
|-----------|-----------------|
| 目黒区立平町児童館 | 東京都目黒区平町一丁目5番3号 |

イ 烏森住区センター児童館に分室を設置する。

| 名称 | 位置 |
|----------------------|-------------------|
| 目黒区立烏森住区センター児童館上目黒分室 | 東京都目黒区上目黒五丁目18番9号 |

(2) 施行期日

平成30年4月1日

8 目黒区学童保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 上記7により設置する児童館等において実施する学童保育事業について、対象児童の範囲を拡大する。

(ア) 従来の学童保育事業の対象児童

- a 区内に在住し、小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童
- b 区内の小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童

(イ) 新たな学童保育事業の対象児童

- a 区内に在住し、小学校に在籍している児童
- b 区内の小学校に在籍している児童

イ 上記7により設置する児童館等において実施する学童保育事業について、従来の利用時間の範囲を拡大した利用時間での利用を可能とすることに伴い、その保育料を定める。

(ア) 従来の利用時間の場合の保育料

月額8,000円（同一生計世帯の2人目以降の児童、同一生計世帯に保育所入所児童等がいる場合の児童の保育料は、月額4,000円）

(イ) 拡大した利用時間の場合の保育料

月額9,000円（同一生計世帯の2人目以降の児童、同一生計世帯に保育所入所児童等がいる場合の児童の保育料は、月額4,500円）

(2) 施行期日

平成30年4月1日

9 目黒区子ども・子育て応援基金条例

(1) 制定内容

子どもの健やかな成長に資するための基金を設置する。

(2) 施行期日

平成29年10月1日

10 目黒区学校施設整備基金条例

(1) 制定内容

区が設置する学校施設の環境整備に要する資金に充てるための基金を設置する。

(2) 施行期日

平成29年10月1日

第2 訴えの提起

1 建物明渡し等の請求に関する民事訴訟の提起について

目黒区三田地区店舗施設の利用者である相手方が、平成26年12月以降の使用料等について、再三の督促にも応じず滞納したことから、平成29年2月1日をもって使用許可を取り消したが、その後も本件建物の明渡し及び使用料等の滞納分の納付を行っていないため、相手方及び相手方の連帯保証人を被告として、相手方に対しては本件建物の明渡し並びに使用料等の滞納分及び使用料等相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を、相手方の連帯保証人に対しては使用料等の滞納分及び使用料等相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起する。

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206